

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町 420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

ごあいさつ

まだまだ猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。先月は、諸般の事情でマイアドバイザーを発信できず、誠に申し訳ございませんでした。今月から再開しますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回は、犯罪者処遇に関する問題ですが、近時全都道府県に開設された「地域生活定着支援センター」について簡単にご紹介したいと思います。

平成24年8月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

地域生活定着支援センターとは

(問) 最近マスコミなどでも耳にすることがある「地域生活定着支援センター」とは何ですか。

(答え) 罪を犯して矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院)に収容されている者の中には、**高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在していることが指摘されていました。**

このため、厚生労働省では、平成21年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、**高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」**(以下、「センター」という。)を全都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとしました。平成23年度末、センターは全都道府県に開設されました。

(右上へ)

センターは、具体的には、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行います。

- ①保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象者として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと
- ②上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと
- ③懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とする者との福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと
- ④その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

今後、高齢や障害のため福祉的支援が必要な矯正施設からの退所者が、適切な福祉的支援を受けることで、再び罪を犯すことなく、地域の中で安心して暮らしていけるようになることを願います。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㉔)